

松橋駅地域交流センター条例

(設置)

第1条 松橋駅利用者の利便を図り、快適な都市環境の実現に資するため、松橋駅地域交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、宇城市不知火町御領708番地17とする。

(休館日等)

第3条 センターの休館日及び開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

休館日	開館時間
なし	午前7時から午後10時まで

(利用の許可)

第4条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を許可しないことができる。

- (1) その利用がセンターの設置の目的に反するとき。
- (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その利用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。
- (4) その利用がセンターを損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 第4条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第7条 利用者は、センターを利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(行為の禁止)

第9条 センターにおいて、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 建物又はそれに附属する施設、設備若しくは備品を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 危険物又は動物（身体障がい者補助犬を除く。）を持ち込むこと。
- (3) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をすること。
- (4) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (5) 車両を乗り入れること。
- (6) 寝泊りすること。
- (7) 喫煙すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(使用料)

第10条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 施設等の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができないとき。

(指定管理者による管理)

第13条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条、

第5条及び第8条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第4条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による利用の許可の申請は、当該指定管理者にされた利用の許可の申請とみなす。

4 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第4条第1項（第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による利用の許可を受けているものは、当該指定管理者の利用の許可を受けたものとみなす。

（指定管理者が行う管理の基準）

第14条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

（指定管理者の業務）

第15条 指定管理者は、次の事業を行うものとする。

- (1) センターの利用の許可に関する業務
- (2) センターの維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上市長が必要と認める業務（利用料金）

第16条 第10条第1項の規定にかかわらず、センターの管理を指定管理者に行わせる場合においては、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 利用料金の額は、第10条第1項に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 第1項の場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

（原状回復の義務）

第17条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、センターの利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第8条の規定によ

り利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

3 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第18条 利用者は、故意又は過失によりセンターを損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第20条 詐欺その他不正の行為により第10条の使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

単位	使用料
1時間につき	100円

備考 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として切り上げて計算する。